2019.03.01　大崎事件・再審無罪 !!　春を呼ぶ支援のつどい

大崎事件報告
～これまでの道のりと現在～

弁護士 鴨志田祐美

事件の概要 ～事件発生から満期服役まで～

- 1979年10月15日，鹿児島県大崎町で原口アヤ子さんの義弟が，自宅横の牛小屋の堆肥の中から遺体で発見された。

- 事件直後，被害者の長兄（一郎）と次兄（二郎）が犯行を自認して逮捕された。当初の自白は，殺人・死体遺棄とも2人の犯行というものだった。

- その後，2人の自白は，殺人については原口さんの指示による3人の犯行，死体遺棄については次兄の長男（太郎）も加えた4人の犯行と大きく変遷した（その後，太郎も死体遺棄を自白）。

- 共犯者たちの自白を支える客観証拠はほとんどなかったが，共犯者たちは公判でも事実を争わず有罪となり，控訴せず服役した。

- 原口さんは一貫して犯行を否認したが，1980年3月31日，懲役10年の有罪判決を受けた。控訴，上告とも棄却され，原口さんは満期服役した。

人物関係図

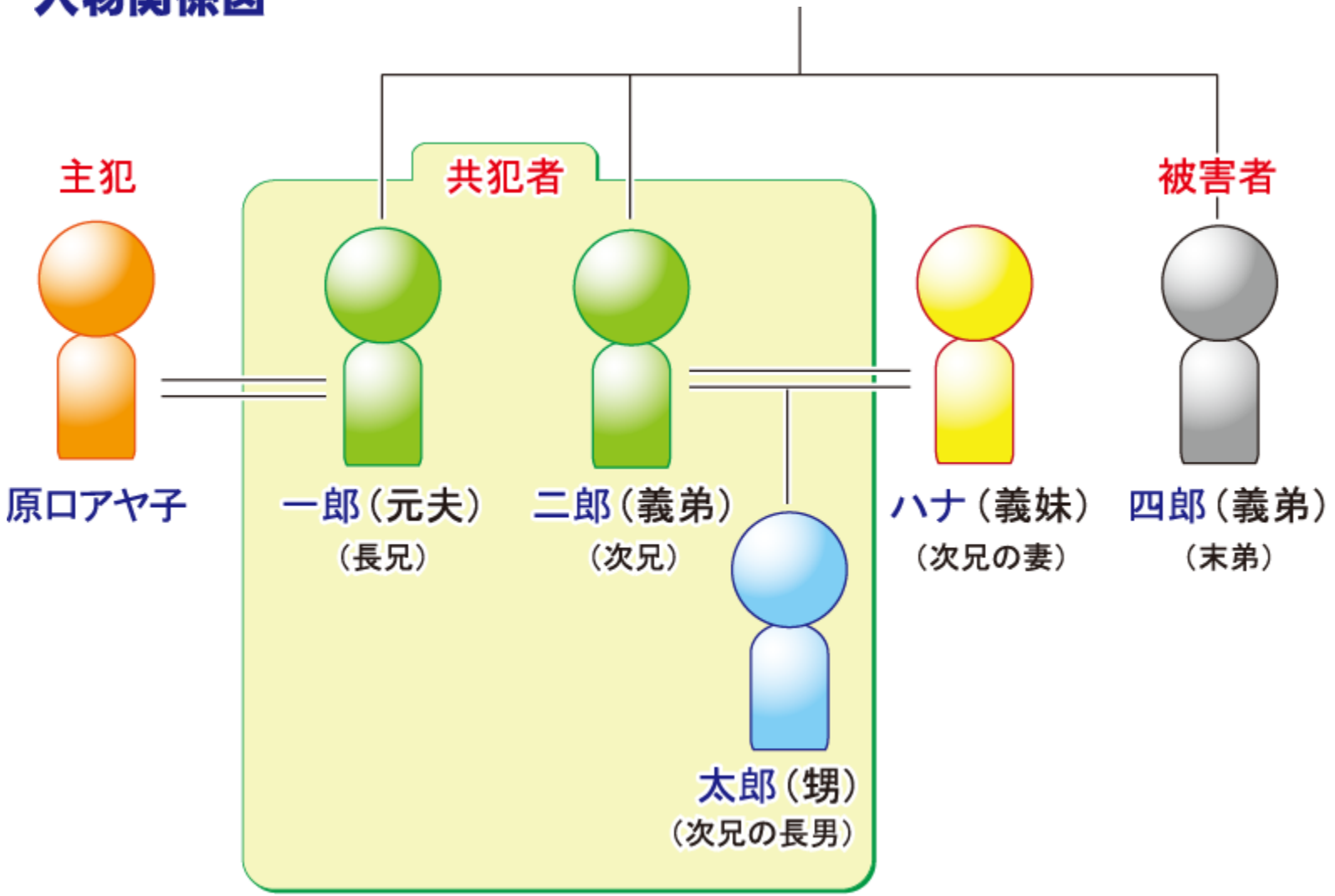

原口アヤ子さん

“共犯者”たち

一郎

二郎

太郎

現場図

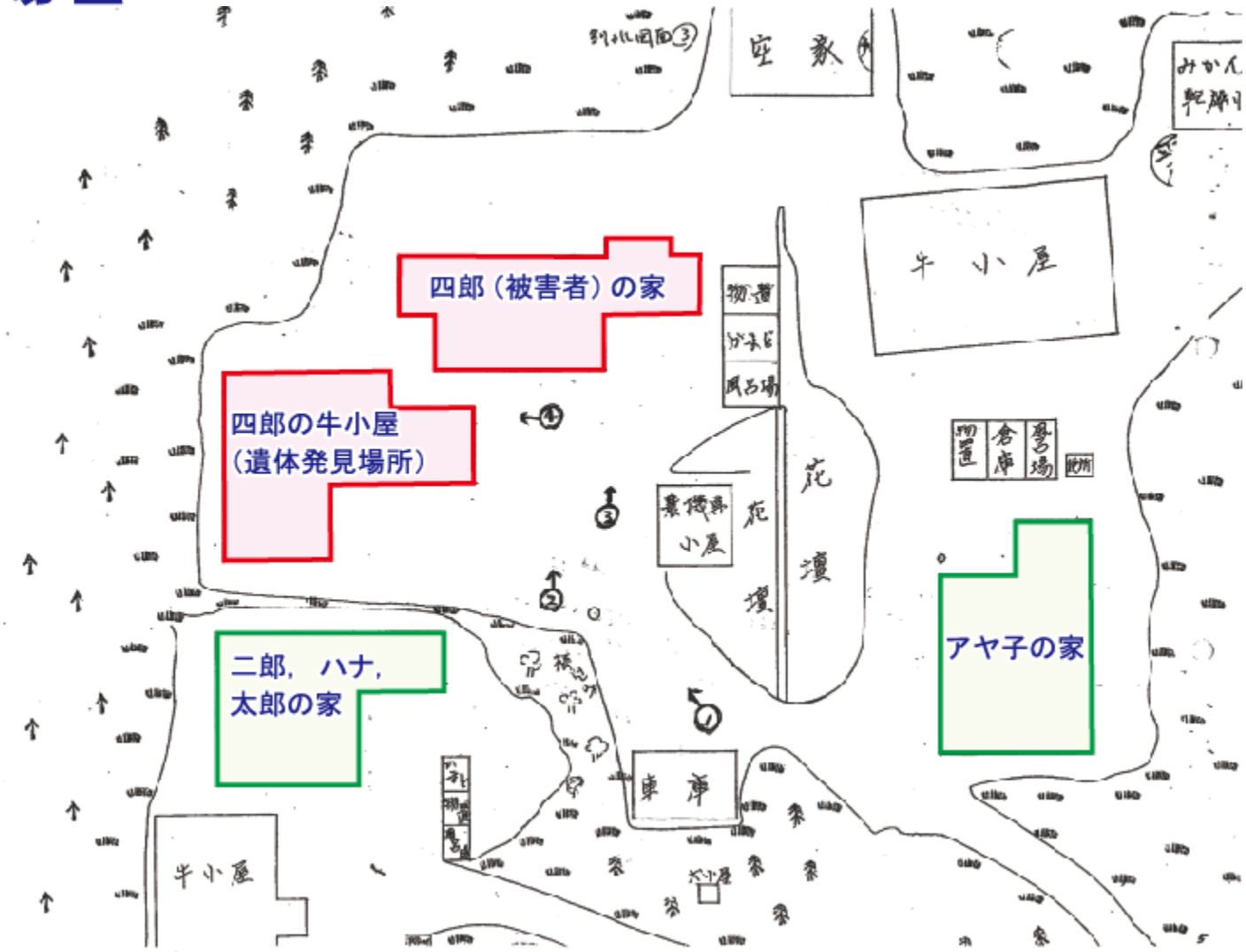

四郎の自宅

四郎の自宅・牛小屋

死体発見場所

事件の概要 ～確定判決の犯行ストーリー～

【犯行に至る経緯】

～背景事情～

●アヤ子は一族の長男（一郎）の嫁として，一家を取り仕切っていた。
●四郎は日頃から酒癖が悪く，酔った先々で迷惑を掛けたり酔いつぶれて道端に寝転んだりする厄介者だったため，アヤ子，一郎，二郎は日頃から四郎の存在を快く思っていなかった。

～1979年10月12日のできごと～

●アヤ子の親族の結婚式があり，アヤ子，一郎，二郎，太郎は結婚式に出席，午後7時頃帰宅。
●四郎は朝から酒びたりだったため，結婚式に列席せず，夕方一人で自転車に乗って食料品店に出かけ，酒や食料を買って帰る途中，自転車ごと側溝に転落。何者かによって引き上げられ，道路に寝かされているところを午後8時頃発見される。
●四郎の近隣の住民2名（ＩとＴ）が，上記四郎の状況を知らされ，軽トラックで四郎を迎えに行き，荷台に載せて四郎方まで送り届け，上半身ずぶ濡れ，下半身裸の四郎を玄関土間に置いて帰る。
●午後9時頃，ＩとＴから連絡を受けたアヤ子はＩ方に行って四郎の様子を聞き，礼を言って，午後10時30分頃Ｉとともに帰宅する途中，四郎の様子を見るために四郎方に立ち寄ったところ，土間で泥酔して前後不覚になっている四郎を見て日頃からの恨みが募り，この機会に四郎を殺害しようと決意し，二郎，ついで一郎に殺害を持ちかけ，両名がこれを承諾。

【犯行事実】

●1979年10月12日午後11時頃，アヤ子は西洋タオルを持って一郎，二郎とともに四郎方に行き，一郎と二郎が土間で前後不覚になっている四郎に殴る蹴るの暴行を加える。
●3人で中六畳間に四郎を運び込み，アヤ子が持っていたタオルを一郎に渡し，アヤ子と二郎が仰向けに寝かせた四郎の上に馬乗りになって手足を押さえつけ，一郎が四郎の首にタオルを巻いて力一杯締め付けて殺害。
●四郎殺害後，二郎は一旦帰宅し，太郎に死体遺棄の加勢を求め，翌13日午前4時頃，アヤ子，一郎，二郎，太郎の4名で四郎方牛小屋の堆肥に穴を掘って四郎の死体を遺棄。

事件の概要　～本事件の特徴～

【原口さんの自白の不存在】

原口さんは取調べ段階から今日に至るまで，一貫して犯行を否認。
本人の自白は存在しない。

【「近親者による保険金目的の殺人」という見込み捜査】

被害者の遺体発見直後から「殺人事件」として捜査が開始され，さらに原口さんが親族に保険を掛けていた事実が判明したことから「近親者による保険金目的の殺人事件」との思い込みで捜査が進められた。
それゆえ，被害者の「自転車事故」等の情報が捜査対象にならなかった。

【自白事件として扱われた共犯者たちの公判手続と同時並行処理された】

原口さんの公判手続は共犯者と形式的には分離されたが，
同じ裁判体（同じ裁判所，同じ裁判官）で同時並行審理された。
それゆえ，共犯者の犯行態様と被害者の遺体の解剖所見との矛盾，共犯者の自白の信用性などが実質的に原口さんの審理から欠落した。

【知的障がい者に対する配慮に欠けた審理】

共犯者たちは，いずれも知的・精神的障がいを抱え，自己を防衛する能力を十分に持っていなかった。
確定判決審は，この障がいへの配慮を欠いて審理を進めた。

再審手続とは

確定した裁判に誤りが見つかった場合に「裁判のやり直し」をする手続

再審請求 ⇒ 再審公判 ⇒ 再審無罪

（裁判のやり直しを求める）　（やり直しの裁判）

★ 再審開始要件（刑訴法 435 条 6 号）

…「無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」

明らかな = 明白性　　あらたに = 新規性

白鳥決定（最判昭和50年5月20日刑集29巻5号177頁）

●新証拠の「明白性」判断・・・もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば，はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から，当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべき。

↓

●その判断にも「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用される。

第１次再審請求・第２次再審請求の経過

1995年　4月19日	原口さんと３人の共犯者たちすべてが無罪であるとして第１次再審請求。
2002年　3月26日	鹿児島地裁が再審開始を決定。検察官が即時抗告。
2004年 12月　9日	福岡高裁宮崎支部が再審開始決定を取消。
2006年　1月30日	最高裁が弁護側の特別抗告を棄却。
2010年　8月30日	原口さん，鹿児島地裁に第２次再審請求。
2011年　8月30日	一郎（被害者の長兄，原口さんの元夫，故人）につき，遺族が再審請求。
2013年　3月　6日	鹿児島地裁が上記２事件とも再審請求を棄却する決定。弁護側は即時抗告。
2014年　7月15日	福岡高裁宮崎支部が弁護側の即時抗告を棄却。弁護側は特別抗告。
2015年　2月　2日	最高裁が弁護側の特別抗告を棄却。

第３次再審の新証拠 ～その１～ ＜法医学鑑定＞

☆ 吉田謙一氏（東京医科大学教授）による法医学鑑定

① 四郎の死因

血液就下 ・ 死　斑 が認められない

血液就下 ＝ 死後，心臓や血管内にあった血液が重力に従って身体の低い部分に移動すること

死　斑 ＝ 移動した血液が身体の表面から透けて見えるもの

↓

- （絞殺による）窒息死の場合，体内に血液が多く残っているため，血液就下・死斑は強く出る
- 出血死の場合，血液就下・死斑は出ないか又は軽い

↓

四郎の死因は絞頸による窒息ではなく，出血に関連した死 をうかがわせる。

第３次再審の新証拠 ～その１～ ＜法医学鑑定＞

②「共犯者」たちの自白による犯行態様と遺体の状況

絞殺の場合，索条痕が明らかでなくても頚部深層の筋肉内に出血が認められる

But

四郎の遺体には筋肉内出血は認められない

↓

四郎の遺体の状況・・・「タオルを頚部に１回巻き付けて交差させ両手で力一杯引いた」とする「共犯者」たちの自白と矛盾する

③ 四郎の死はどのようにもたらされたのか？

出血性ショック ＋ 頚椎椎体前出血

↓

交通事故，転落による出血性ショックの可能性を示唆

第３次再審の新証拠 ～その２～ ＜供述心理鑑定＞

☆ 大橋靖史氏（淑徳大学教授）・高木光太郎氏（青山学院大学教授）による鑑定

● 分析の対象＝ハナの「目撃（耳撃）」供述

ハナ（義妹）

① アヤ子が二郎に犯行を持ちかけ，二郎がこれに応じて外出した
② 二郎が帰宅したとき「うっ殺してきた」と言った
③ その後，太郎は「加勢してきた」「黙っちょらんや」と言った

● なぜ，ハナの供述を鑑定したのか

第2次再審即時抗告審決定

ハナの供述は十分信用できる → ハナの供述と符合する一郎・二郎・太郎の供述も信用できる

↓

ハナの供述の信用性が崩れれば「共犯者」たちの自白の信用性も崩れる

第３次再審の新証拠 ～その２～ ＜供述心理鑑定＞

ハナの目撃供述の変遷を分析

●事件に関する新情報が付加されるとそれまでの供述と不整合が生じる

●犯行に結びつく重要な出来事を目撃する場所への移動とそこからの離脱が「小便」や「寝る」という生理的欲求をきっかけとしている

↓

変遷パターンに繰り返しがみられる

ハナのS54.11.3 検面調書を分析

●太郎の「加勢してきた」「黙っちょらんや」という発言を聞いたときのハナの無反応

↓

●実際のコミュニケーションの場でこのような無反応が生じるのは考えにくい

↓

非体験性兆候である「逆行的構成」

↓

ハナの供述には コミュニケーション不全 の兆候がある

●一郎・二郎の供述と類似の特徴

●足利事件の菅家利和氏の供述とも共通

↓

ハナの供述には体験記憶に基づかない情報が含まれている可能性大

第３次再審の新証拠 ～その２～ ＜供述心理鑑定＞

当初の鑑定

「ハナの目撃供述」の分析 ⇦ 検察官調書を中心とした分析

↓

コミュニケーション不全（非体験性兆候）

裁判長の問いかけ

「検察官調書は有罪の立証に必要な供述のみを記載するから
『記載がないこと＝供述していないこと』とは言えないのでは？」

↓

ハナのすべての供述調書
（警察官調書，検察官調書）を対象とした
「補充鑑定書」を提出

	1 目撃前	2 目 撃	３目撃後	
			３－① 遺体発見前	３－② 遺体発見後
告白前 A	○	○	○	○
告白後 B	○	コミュニケーション不全	○	コミュニケーション不全

結 論

ハナの供述に非体験性兆候が見られるのは
犯行を目撃したとの告白後における原口さんの関与をうかがわせるエピソードのみ
であることが明らかに！

第３次再審（請求審）～スピーディーな審理～

2015年	７月　８日	鹿児島地裁に第３次再審請求（申立当日に弁護団と裁判官が面談）
	１０月　２日	検察官の意見書提出される
	１０月　９日	第１回進行協議期日（法医学者と心理学者の証人尋問採用）
	１１月１０日	第２回進行協議期日 （裁判所が死体発見時の写真と解剖写真のネガ開示勧告）
	１１月２４日	証人尋問（法医学者　吉田謙一教授）
	１２月　８日	証人尋問（心理学者　大橋靖史教授・高木光太郎教授）
	１月　８日	証人尋問（法医学者　近藤稔和教授）※ 検察側証人
2016年	６月　３日	第６回進行協議期日（原口さんの長女の意見陳述，４６本のネガ開示勧告）
	８月　５日	証人尋問（心理学者 大橋教授・高木教授の再尋問）
	１１月３０日	最終意見書提出（弁護団・検察官 双方）
2017年	１月１２日	弁護団，開示写真のもつ意味についてプレゼンテーション
	１月３１日	弁護団，最終意見補充書提出
	３月　１日	第１３回進行協議期日（事実上の結審）
	６月２８日	鹿児島地裁，再審開始決定

第３次再審（請求審）開始決定　～ 開始決定の概要 ～

新証拠の証明力評価

- 法医学（吉田）鑑定 → 遺体には頸部圧迫による窒息死であることを積極的に肯定する所見がないという限度で城鑑定の証明力を減殺
- 供述心理（大橋・高木㊌）鑑定 → 検察官の批判に基づいて検討しても一定の合理性が認められ，「共犯者」の自白を補強していたハナ供述の信用性を減殺

新旧全証拠の総合評価

① 死因 → 城鑑定の積極的証明力なし。「タオルによる絞殺」という自白の裏付けとしても脆弱

② 一郎・二郎の自白 → 大橋・高木㊍鑑定は高い証拠価値が認められる
→ 裁判所の検討によっても不自然・不合理で自白の信用性は高くない

③ 太郎の自白 → 捜査機関の暗示・誘導による虚偽供述の疑いを否定できない

④ ハナの供述 → 大橋・高木㊌鑑定を踏まえ検討 → 供述内容も不自然，信用性は高くない

結　論

＜確定判決の事実認定＞　アヤ子・一郎・二郎の3名の共謀により四郎を殺害
これに太郎が加わって4名で共謀のうえ四郎の遺体を遺棄

↓

そのような共謀も殺害行為も死体遺棄もなかった疑いを否定できない

朝日新聞

2017年（平成29年）
6月29日
木曜日

天気	6	9	12	15	18	21(時)	
福岡			☂	☂		50	28 23
山口	☂				☂	60	27 22
大分	☂					60	26 21
佐賀			☂	☂		60	26 22
長崎	☂		☂			50	27 21
熊本						30	29 22
宮崎						10	29 23
鹿児島		☀	☀			10	30 24
東京				☂		50	26 21

朝日新聞西部本社 発行所：〒803-8586 北九州市小倉北区浜町1-1-1 電話：093-563-1131 www.asahi.com
福岡本部 〒812-8511 福岡市博多区博多駅前2-1-1 電話：092-411-1131

「バベルの塔」展
BABEL
2017年4月18日(金)～7月2日(日)
東京都美術館 [東京・上野公園]

オピニオン＆フォーラム・社説・声

社説　稲田防衛相の発言／劉暁波氏の救済を
論壇時評　右派の改憲　12.13面

東京五輪は厄介？2020年問題

東京五輪・パラリンピックがある2020年夏。首都圏で大会や試合を抱えるスポーツは、開催時期や会場の変更を迫られてい

大崎事件 再審決定

鹿児島地裁 90歳元受刑者 請求

再審開始の決定を受け、幕を掲げる弁護団＝
28日午後1時31分、鹿児島市、斉藤明美撮影

鹿児島県大崎町で1979年に男性の遺体が見つかった「大崎事件」で、殺人と死体遺棄の罪で服役した原口アヤ子さん(90)が裁判のやり直しを求めた3度目の再審請求について、鹿児島地裁(冨田敦史裁判長)は28日、再審開始を認める決定を出した。「客観的証拠がなく共犯者の自白の信用性も高くない。共謀も殺害行為も死体遺棄もなかった疑いを否定できない」と判断した。▼33面＝決定理由要旨、34・35面＝「ありがとう」

原口さんは事件の発生後から一貫して無実を主張。90年に出所し、95年に鹿児島地裁に再審を請求。一度は開始決定が出たが、福岡高裁宮崎支部が取り消し

大崎事件

鹿児島県大崎町で1979年10月、農業の男性(当時42)の遺体が自宅横の牛小屋で見つかった。男性の義姉の原口アヤ子さんと当時

死体遺棄容疑で、原口さんのおいが死体遺棄容疑で逮捕された。原口さん以外の3人は容疑を認め懲役1～8年の判決を受けた。出所後、いずれも死亡。原口さんは否認したが、81年に懲

■鹿児島地裁の決定骨子

遺体には、首の圧迫による窒息死だと示す積極的な所見はない

元夫ら3人の自白の内容が整合

た。2度目の
3年に鹿児島
即時抗告も
15年7月に
3次請求で
証言の内容
書と、法医学
証拠として
第2次再審
告審で信用性
義妹の目撃証
憶に基づかな
れる可能性が
鑑定について
定程度の合理
と判断。元夫
については、
導や迎合で
疑いがある
確定判決が
ルによる絞
は、一死斑な

2 政治 4 国際 8 9
23 経済 10 11 商況 26 27
29 気流 12 解説 13 文化 29
35 家庭・学び 15 23
24 スポーツ 24 25
暮・将棋 26 小説 15 29
釣り 12

読賣新聞

2017年(平成29年)
6月29日木曜日

発行所 読売新聞西部本社 〒810-8581 福岡市中央区赤坂1-16-5 電話(092)715-4311(代) www.yomiuri.co.jp

大崎事件 再審決定

90歳原口さん再び

鹿児島地裁 死亡の元夫も

鹿児島県大崎町で1979年に男性の遺体が見つかった「大崎事件」で、同地裁は28日、殺人罪などで懲役10年の判決が確定して服役した原口アヤ子さん(90)の第3次再審請求を認め、再審を開始する決定をした。また、懲役8年の服役した原口さんの元夫の中村善三さん(1993年に66歳で死亡)の請求についても、再審開始を決めた。〈決定の要旨8面、関連記事13・34・35面〉

共犯者自白 信用性疑い

冨田敦史裁判長は、認定の根拠となった[…]らの自白について[…]

再審開始が決定し、原口アヤ子さんの写真などを掲げて報告する弁護士ら(28日午後1時31分、鹿児島地裁前で)=秋月正樹撮影

38年前殺人事件 4人服役

大崎事件 1979年10月、鹿児島県大崎町の農業中村邦夫さん(当時42歳)の遺体が自宅横の牛小屋から見つかり、義姉の原口アヤ子さん、原口さんの元夫の中村善三さん、原口さんの義弟が殺人と死体遺棄罪で、義弟の長男(おい)が死体遺棄罪で起訴され

大崎事件人物関係図 原口さん以外は故人

MAINICHI
毎日新聞
6月29日（木）
2017年（平成29年）
発行所：北九州市小倉北区紺屋町13-1
〒802-8651　電話(093)541-3131
毎日新聞西部本社
福岡市中央区天神1 毎日福岡会館〒810-8551
電話(092)781-　編集3100　調査3636
販売3221　広告3300
毎日新聞福岡本部

大崎事件 再審決定

鹿児島地裁 親族自白 誘導疑い

鹿児島県大崎町で1979年に男性（当時42歳）の遺体が見つかった「大崎事件」で、鹿児島地裁（冨田敦史裁判長）は28日、殺人罪などで懲役10年が確定して服役した原口アヤ子さん(90)の請求を認め、再審を開始する決定をした。有罪認定の根拠となった共犯者とされる元夫（93年に66歳で死去）ら親族の自白について「捜査機関の誘導の疑いがあり、信用性は高くない」と指摘。「原口さんと犯行を結びつける直接的証拠は存在せず、殺害も死体遺棄もなかった疑いを否定できない」とした。懲役8年が確定して服役した元夫の再審開始も認めた。

（26、27面に関連記事）

原口さんは捜査段階から一貫して無罪を訴え、再審請求は今回が3回目だった。鹿児島地裁は2002年にも再審開始を決定しており、弁護団によると、同一事件で2度の再審決定が出たのは最高裁が再審開始の基準を示した白鳥決定（1975年）以来初。弁護団は29日、最高検に即時抗告しないよう要請する方針。

主な争点は、原口さんとの共謀があったとした親族3人の自白を裏付けるとされた義妹の供述の信用性だった。義妹は「原口さんが親族に殺害を持ちかけた」などと供述したが、弁護側は「体験に基づかない可能性が高い」とする心理鑑定書を新証拠として提出。冨田裁判長はこの鑑定書を踏

子）
と元夫（故人）の再審を開始する
窒息死と積極的に認定する証拠

供述に説明がつかない変遷があ
誘導があった疑いがある
を裏付ける客観的証拠はない。
った疑いが否定できない

再審請求審で再審開始が決定し、支援者がんの写真付き横断幕の横で垂れ幕を掲げ
市の鹿児島地裁で28日、矢頭智剛撮影

東芝、

半導体売却

経営再建中の東芝は28日、半導体メモリー事業の売却を巡り、協業先の米半導体大手ウエスタン・デジタル（WD）が妨害行為をしているとして、妨害行為の差し止めの仮処分と1200億円の損害賠償を求め、東京地裁に提訴したと発表した。WDもこれまでに売却停止を米裁判所に申し立てており、それに事実上反訴した形。両者の対立はいっそう泥沼化してきた。

（2面に関連記事）

SAVOY
SM1698603

表参道本店
サボイ　検索
商品のお問い合わせはこちら
www.savoy-net.com
☎03-6721-0797
¥4,500（税別）

NEWSLINE

平成29年6月28日（水）

産経新聞

号　外

産業経済新聞（サンケイ）
THE SANKEI SHIMBUN
発行所　（株）産業経済新聞大阪本社
〒556－8660　大阪市浪速区湊町2－1－57
☎　大阪（06）6633－1221（大代表）

大崎事件再審認める

原口アヤ子さん

38年前の殺人

鹿児島地裁「自白

鹿児島県大崎町で昭和54年、農業、口封邦夫さん＝当時（42）＝の遺体が見つかった「大崎事件」で殺人罪などに問われ、服役した義姉の原口アヤ子さん（90）が裁判のやり直しを求めた

大崎事件即時抗告

原口さん「死ぬまで闘う」

弁護団「正義ない」

記者会見で検察側の即時抗告を批判する大崎事件弁護団の森雅美団長（左）と鴨志田祐美事務局長＝3日午後6時40分、鹿児島市の県弁護士会館（橋口実昭撮影）

「検察には正義のかけらもない」「2度目の再審開始決定の重さが分からないのか」―。大崎事件の再審開始を認めた鹿児島地裁決定を不服として、鹿児島地検が即時抗告した3日、原口アヤ子さん(90)の弁護団は憤った。事件から38年、最初の再審申し立てから22年。一貫して無実を訴え続ける原口さんは、さらに再審請求審が長引くことを知り、「死ぬまで頑張る」と声を絞り出した。（1面参照）

弁護団によると、検察側が即時抗告の方針を固めたとの情報を受け、施設に入所中の原口さんには午前10時ごろ、支援者が「抗告

大崎事件の経過

年月日	
1979. 10. 15	大崎町井俣の農業中村邦夫さん＝当時(42)＝の遺体が自宅牛小屋の堆肥の中から見つかる
18	邦夫さんの長兄と次兄を殺人、死体遺棄容疑で逮捕
27	邦夫さんのおいを死体遺棄容疑で逮捕
30	長兄の妻原口アヤ子さんを殺人、死体遺棄容疑で逮捕
80. 3. 31	鹿児島地裁が原口さんに懲役10年、長兄同8年、次兄同7年、おい同1年の判決
81. 1. 30	最高裁が原口さんの上告棄却。懲役10年が確定
90. 7. 17	原口さんが刑期満了で出所
95. 4. 19	原口さんが鹿児島地裁に再審請求
97. 9. 19	おいが地裁に再審請求
2002. 3. 26	鹿児島地裁が再審開始を決定
29	鹿児島地検が福岡高裁宮崎支部に即時抗告
04. 12. 9	高裁支部が再審開始の地裁決定を破棄。原口さんの再審請求を棄却
13	原口さんが最高裁に特別抗告
06. 1. 20	最高裁が特別抗告を棄却

第３次再審 ～請求審から即時抗告審へ～

2017年	6月２８日	鹿児島地裁，再審開始決定 弁護団，鹿児島地検に即時抗告しないよう要請（刑事法学者３７名も同旨の声明・要請）
	２９日	弁護団，最高検と両議院会館に即時抗告断念を求める要請行動 （請求人・西京子さん，周防正行監督，泉澤章日弁連人権擁護委員会第１部会長らも同行）
	３０日	弁護団，福岡高検に即時抗告断念を求める要請行動
	7月　３日	鹿児島地検，再審開始決定に対する即時抗告申立て
	５日	鹿児島地裁，一件記録を高裁宮崎支部に送付
	６日	高裁宮崎支部，記録受理，事件番号採番（平成29年（く）第19，20号）
	７日	弁護団，高裁宮崎支部に早期の進行協議期日設定または弁護団との面談を要請 → 高裁宮崎支部，７／２０に三者による打合せ期日を設ける旨，回答
	１８日	弁護団，「即時抗告審のあり方」と題する意見書提出
	２０日	高裁宮崎支部において三者の打合せ期日開催
	３１日	弁護団，「即時抗告審における新証拠の明白性の判断方法」と題する意見書提出
	8月３１日	弁護団，「即時抗告申立書に対する意見（反論）書」提出
	9月２９日	検察官，補充意見書提出
	１１月１５日	弁護団，意見書（２）提出
	１２月１５日	弁護団，意見書（３）提出
2018年	3月１２日	高裁宮崎支部，検察官の即時抗告を棄却（再審開始維持）

第３次再審（即時抗告審） ～ 決定の特徴 ～

１．事実上の「破棄自判」

●大橋・高木(新)鑑定の明白性を否定 ↘

●吉田鑑定の証明力をかさ上げ ↗

→ 吉田鑑定だけが「無罪を言い渡すべき明らかな（新）証拠」と認められる

２．客観的情況（物的証拠）分析→人的証拠（供述の信用性）の分析

●吉田鑑定が客観的情状から認定された事実に与える影響をまず判断

●「アナザー・ストーリー」に初めて踏み込む（Ｉ.Ｔ供述の信用性の否定）

３．再審開始の結論は維持

●旧証拠のみでも有罪認定はできない（「裸の冤罪心証」）という価値判断

●地裁決定と高裁決定は「同じ山頂に異なる登山ルートでアタックしたもの」

大崎事件 高裁も「再審」

抗告棄却 「死因に矛盾」

死亡の元夫も

1979年に鹿児島県大崎町で男性の遺体が見つかった「大崎事件」の第3次再審請求即時抗告審で、福岡高裁宮崎支部（根本渉裁判長）は12日、殺人罪などで懲役10年の刑が確定し、服役した原口アヤ子さん(90)の再審開始を認めた鹿児島地裁決定を支持し、検察側の即時抗告を棄却する決定をした。

原口アヤ子さん＝支援者提供

高裁支部は、懲役8年の刑で服役した原口さんの元夫の中村善三さん（1993年に66歳で死亡）の請求についても、再審開始を支持した。検察側は最高裁への特別抗告を検討する。

弁護側は、再審請求審で検察側が新たに開示し、遺体の状況などを示したネガフィルムの写真を基に、「（被害者が死亡したとされた日に起きた）自転車の転落事故などで死亡した可能性が高い」とする法医学鑑定書を提出。根本裁判長

福岡高裁宮崎支部の決定骨子

- ▽検察側の即時抗告を棄却する
- ▽弁護側の供述心理鑑定は手法及び内容が不合理で明白性は認められない
- ▽「事故などによる山血性ショック死の可能性が高い」とした弁護側の法医学鑑定は十分な信用性を有し、新規性、明白性が認められる

大崎事件　1979年10月、鹿児島県大崎町で、原口アヤ子さんの義弟にあたる農業中村邦夫さん（当時42歳）が自宅横の牛小屋から遺体で見つかった。原口さん、原口さんの元夫の中村善三さん、原口さんの別の義弟が殺人と死体遺棄罪で、この義弟の長男（原口さんのおい）が死体遺棄罪で起訴された。原口さんは81年に懲役10年が確定し、服役。動機は「酒癖が悪かった邦夫さんに対する恨み」とされ、ほかの3人も同1～8年が確定した。3人は出所後、いずれも死亡している。

再審開始を認める決定を知らせる弁護士ら（12日午前11時1分、宮崎市の福岡高裁宮崎支部前で）

大崎事件 高検が特別抗告

「判例違反」と判断

大崎町で1979年に男性の変死体が見つかった大崎事件で、福岡高検は19日、殺人罪などに問われ懲役10年が確定し服役した原口アヤ子さん(90)＝同町永吉＝の再審開始を認めた第3次再審請求の福岡高裁宮崎支部決定を不服として、最高裁に特別抗告した。第1次、2次請求に続き、改めて最高裁で再審開始の可否が審理される。（28、29面に関連記事）

特別抗告は決定に憲法違反や判例違反がある場合に限られる。高裁支部が、事故死の可能性を指摘した法医学鑑定を新証拠と認めたことについて、高検は刑事訴訟法が再審の要件とする「無罪を言い渡すべき明らかな新証拠」とは言えず、最高裁判例に違反すると判断した。

大崎事件の再審開始を認める判断は、第1次請求の鹿児島地裁（2002年）を含め3度目で、高裁支部は初めてだった。弁護団は原口さんの健康状態も考慮し、特別抗告せず速やかに再審公判を始めるよう高検と最高検に申し入れていた。

高裁支部は共犯とされた元夫（故人）の再審開始も認めたが、高検は特別抗告した。

12日の高裁支部決定は遺体写真などを分析した法医学鑑定を新証拠として重視した。鑑定は、確定判決が認定した絞殺であれば遺体に現れるはずの腐敗血管網が見られないことなどを指摘。高裁支部は事故死の可能性があるとして、昨年6地裁の再審開始維持し、検察側抗告を棄却した。

被害者は遺体される前、自転側溝に転落した。決定は法医を踏まえ、「何者殺害されたといで犯人像を想定い」と判断。有のある元夫ら共白白は「核心部選するなど信用

原口アヤ子さん

大崎事件で今後予想される流れ

Q ズーム 大崎事件

1979年10月、大崎町井俣の農業中村邦夫さん＝当時(42)＝の遺体が自宅牛小屋の堆肥の中から見つかり、親族4人が逮捕された。鹿児島地裁は80年3月、殺人罪などで義姉の原口アヤ子さんに懲役10年、長兄（原口さんの元夫）ら3人にも実刑を言い渡した（原口さん以外は故人）。主犯とされた原口さんは一貫して否認したが、上訴を棄却され満期服役した。

原口さんは再審請地裁は2002年再審開始を認めた岡高裁宮崎支部が、第2次請求もれなかった。第3年6月に地裁、18日に高裁支部が始を認めた。

特別抗告審の攻防

検察官の特別抗告申立書（2018.3.19）における主張

① 吉田鑑定に新規性を認めたのは判例違反
② 吉田鑑定に明白性を認めたのは判例違反
③ 著しく正義に反する事実誤認

→ ①，②は実質的には事実誤認の主張であり 特別抗告理由 にあたらない
③…著しく正義に反しているのは検察官！

‖

憲法違反・最高裁判例違反のみ！

弁護団の反論

●特別抗告申立書に対する反論の意見書（2018.4.11）
→ 検察官の主張する抗告理由は違法であり，一刻も早く棄却されるべき

●補充意見書（2018.4.20）
→ ネガフィルムが明らかにした大崎事件の真実

最高裁は一刻も早く特別抗告を棄却し，今年中に再審無罪の確定を！

特別抗告の攻防 ～遅すぎる検察官の意見書提出～

2019.1.17 特別抗告から１０ヶ月も経って，突然検察官が意見書を提出

添付されている法医学者（産業医科大学・佐藤寛教授）の鑑定書は「平成30年8月8日」付だった！・・・なぜ今ごろ・・・

検察官意見書の内容	弁護団の反論（2019.1.31 付意見書）
● 被害者の遺体は堆肥に埋まっていて圧迫されていたから死斑が生じなかった可能性がある	● 遺体の下も柔らかい面なので圧迫されない そもそも全身が同じように圧迫されることはありえない
● 解剖写真を見ただけの吉田鑑定より実際に遺体を解剖した城哲男教授の所見の方が信用できるのは明らか	● 城教授自身が第1次再審時の「新鑑定」で自らの解剖所見の誤りを認めたことを無視
● 吉田鑑定は「信用性の高い他の証拠」と矛盾する	● 「信用性の高い証拠」として，確定判決が否定したアヤ子さんの供述（被害者は土間にいなかった）を引用
● 近隣住民（IとT）が被害者を殺害したあと自ら被害者宅に搬送することなどありえない	● 高裁決定は，近隣住民（IとT）が殺害したとは一言も言っていない → 検察官の読解ミス

そもそも特別抗告理由（憲法違反・判例違反）の主張なし　単なる時間稼ぎ

審理引き延ばしだ！
検察
意見書
故の
可能性
弁護団
原口さん
最高裁は早期の判断を

大崎事件から見える日本の再審制度の問題点

★ 裁判所の **再審格差** ～ 証拠開示手続規定の不存在 ～

- 第2次再審請求審（鹿児島地裁）は全く証拠開示を行わず
  その後の即時抗告審と第3次再審請求審で230点もの証拠が開示
  → 同じ事件でありながら裁判所の「当たり外れ」で開示が遅れる

★ 検察官の **再審妨害** ～ 再審無罪を阻む検察官抗告 ～

- 大崎事件では，3回の再審開始決定のすべてに検察官が抗告
  → 最初の再審開始決定（2002 年）から17年が経過

現行法の再審の条文ではえん罪に苦しむ無実の人々を救えない！

2019年を「再審法改正元年」に！

- 2019.3.2 「冤罪犠牲者の会」結成総会
- 2019.5.20「再審法改正をめざす市民の会」結成集会（予定）
- 2019.10.3 日弁連人権擁護大会シンポジウム「えん罪被害者救済に向けて ～今こそ再審法改正を～」

ご静聴ありがとうございました